



1、平和条約問題研究幹事会

日本は戦争の敗者、そして被占領者という立場ながら、早い時期から講和に向けた検討作業を始めていた。その舞台となったのは、1945年11月21日に外務省内に部局横断的に設置された「平和条約問題研究幹事会」である。同幹事会は、条約局長を幹事長とし、幹事である政務局第一・第三課長、経済局第一課長、条約局第一・第二・第三課長、調査局第一・第二・第三課長、管理局第一部第一課長、終戦連絡中央事務局総務部第一課長から構成された。そして分野別に「平和条約締結問題に関する予備的研究」をおこない、随時研究報告書を作成して幹事会・次官および大臣に報告し、所要の指示を受けるべきものとされた¹。

翌1946年1月26日、外務省政務局は講和をめぐる問題点をまとめたが、ここでは講和後の日本の安全保障について、連合国の究極の目的は平和的日本の建設とはいいつつも、「其の反面は日本の非軍国主義化、軍事能力の徹底的破壊となるべく」との認識が示され、「此の意味に於て我方に対し軍事的に課せられるべき条件は過酷と云はんよりは寧ろ問題外と云ふべきものなるべし」と考えられていた。そして「少くとも独立国として存続する以上自己防衛の最小限の軍備の必要は論を俟たず当然之を要求し得べく新なる基盤に立つ防衛的平和的軍備を許容せらるべく力説するの要あり」としている²。平和条約問題研究幹事会が31日にまとめた試案「平和条約の内容に関する原則的方針」では、日本側の希望が、主権回復時期の具体的明示、民族共同体の宗家としての皇室制度の問題への無干渉、民主主義的平和国家としての生存を確保するに足る経済的条件の保障、国際正義の相互的遵守にもとづく領土的安全保障、人種的平等の確認、の5項目に要約されている³。このうち、民族共同体の宗家としての皇室制度の問題は、この年の11月に公布される新憲法において象徴天皇制が採用されたため、講和問題とは切り離される。

幹事会は各担当部局から提出された報告についての16回にも及ぶ審議を経て、5月22日に「第一次研究報告」を作成した⁴。ここでは「平和条約締結問題に関する基本方針及準備施策方針（案）（平研1の1）」「平和条約の内容に関する原則的方針（案）（平研1の2）」「平和条約の連合国案（想定）と我方希望案との比較検討（平研1の3）」「対日平和条約に於ける政治条項の想定及対処方針（案）（平研1の4）」「対日平和条約に於ける経済条項の想定及対処方針（案）（平研1の5）」の5つの文書が採択された。「平和条約締結問題に

¹ 「平和条約問題研究幹事会の件」（昭和20・11・21）外務省外交記録B' 0008「対日平和条約関係準備研究関係（第一巻）」6-7頁（外務省外交史料館）。

² 外務省政務局「連合国側の提案すべき平和条約案の内容の想定と我方の希望すべき平和条約の内容との比較検討」（1946・1・26）『戦後日本防衛問題資料集1』288頁。

³ 「平和条約の内容に関する原則的方針」（昭和21・1・31）外務省外交記録B' 0008「対日平和条約関係準備研究関係（第一巻）」25-26頁。

⁴ 外務省平和条約問題研究幹事会「第一次研究報告」（1946・5）『戦後日本防衛問題資料集1』290-298頁。

関する基本方針及準備施策方針（案）（平研1の1）」は、講和条約の締結時期を「昭和22年〔1947年〕夏頃」と想定していた。また「平和条約の内容に関する原則的方針（案）（平研1の2）」は、方針として、主権の回復と独立の尊重、生存権と安全保障の確保、国際社会への復帰、国際正義の確立、を挙げた。ここでは3月6日に発表された、戦争放棄・戦力不保持条項を含む前述の「帝国憲法改正草案要綱」の影響もあり、「日本の国際法上の永世中立国化を提議する」とともに、「同時に極東委員会構成員たる各国に依る集团的安全保障（世界の何れかの国に依る日本侵略は締約国全部に対する侵犯行為として直に共同に日本を防護すべきことを約する規定の如し）の設定方を計ること」などが議論されている。

一連の作業には、外務省以外の省庁も参画することになる。5月28日、外務省に、法制局、経済安定本部、終戦連絡中央事務局、内務省、大蔵省、文部省、司法省、厚生省、農林省、商工省、貿易庁、運輸省、逓信省の代表から成る「各省連絡幹事会」が非公式に設置され、8月6日には外務事務次官を長とし各省局長級から外務大臣が委嘱した委員で構成される「国際委員会」と、平和条約に関する各般の問題についての資料整備・研究と国際委員会の事務を所掌する「審議室」の設置が閣議決定された。

2、早期講和論の提唱と頓挫

大戦中に見られたアメリカとソ連の協調は、ポーランド問題などの戦後処理問題をめぐって対立へと転じていき、1946年3月、大戦中のイギリス首相ウィンストン・チャーチル（Winston L. Churchill）は訪問先のアメリカ・フルトンでいわゆる「鉄のカーテン」演説をおこなった。1947年に入ると、アメリカとソ連の対立はいよいよ抜き差しならないものとなり、3月12日にトルーマン大統領は「トルーマン・ドクトリン」を発して、ギリシャ・トルコへの援助の必要性をうったえると同時に、「封じ込め」政策を宣言した。ところがその直後の17日、マッカーサーは記者会見で日本との早期講和を提唱したのである。このなかでマッカーサーは、「日本の軍事占領は早く終らせ、正式の対日講和条約を結んで総司令部を解消すべきである、講和条約交渉はできるかぎり早く始めるべき」であるとしたうえで、「余の確信では、遅くとも一年とたゝないうちに始めるべきだと思う」と語った。その理由としてマッカーサーは、占領軍当局はその建設的任務をほとんど終え、第一段階である非軍事化は既に終了したこと、政治面では占領当局のなし得る指導はほぼ終わろうとしていること、第三段階は経済面であるが、これは占領軍では処理できない問題であり、日本経済はいまだ占領軍によって封鎖されており、最終的に解決するには講和条約の締結を待たなければならないが、現在日本は自給自足できないのだからどうしても貿易が必要であることを挙げた⁵。

確かにヨーロッパではこの年の2月10日、イタリア平和条約、ルーマニア平和条約、フィンランド平和条約、ブリガリア平和条約、ハンガリー平和条約がパリで締結され、これら旧枢軸5ヶ国と連合21ヶ国のあいだで講和が成立していた。

マッカーサーによる早期講和論の提唱を受けて、8月5日にポートン国務省極東局日本課長が対日講和案を作成した。前年6月21日にバーンズ国務長官は、アメリカ、イギリス、ソ連、中華民国の4ヶ国が日本の武装解除と非軍事化を25年間保証する「四ヶ国条約案」を発表しており⁶、極東局案はこのバーンズ案の影響を受けて、講和後の日本に対する監視機関として極東委員会構成国の大使から成る理事会と対日監視委員会を設置し、日本の非軍事化と民主化をやはり25年間確保するという趣旨のものであった⁷。

⁵ 「マッカーサー・記者会見『早期対日講和』」（1947・3・17）『戦後日本防衛問題資料集1』203-204頁。

⁶ 「日本国の武装解除及び非軍事化に関する4ヶ国条約案」（1946・6・21）『戦後日本防衛問題資料集1』202-203頁。

⁷ “Draft Treaty of Peace with Japan,” August 5, 1947, 740.0011 RG 59, General Records of Department

これを批判したのが、ジョージ・ケナン（George F. Kennan）国務省政策企画室長であった。ケナンは、駐ソ代理公使時代の 1946 年 2 月 22 日に国務省に書き送った「長文電報」や、国務省政策企画室長就任後の 1947 年 7 月に『フォーリン・アフェアーズ』誌に「X」の匿名で執筆した論文「ソ連の行動の源泉」などで、ソ連は共産主義のイデオロギーおよび内部体制の矛盾を覆い隠すために外敵を必要としており、そのような勢力伸長の試みをアメリカが「封じ込め」、長期的なソ連の体制の変化を待つべきであると主張していた⁸。ケナン政策企画室長によれば、近代的な軍事力が量産できるのは、世界でアメリカ、イギリス、ライン川流域を中心とする隣接工業地帯、ソビエト、日本の 5 つの地域に限られ、この 5 つの地域のうち 1 つだけしか共産支配下に属していないので、「封じ込め」の主要な任務は残りの 4 つの地域のどれも共産主義の支配下に入らないように注意することであった。このような見地からケナン政策企画室長は、対日占領政策が非軍事化・民主化を基調とするものから、国際情勢の変化を考慮し、日本の政治的・経済的復興を優先させるものに転換されるべきであり、講和は時期尚早であると主張した⁹。ケナンの政策企画室は極東局案について、次のように批判した。すなわち、対日講和問題に関するアメリカの中心的な目的は、太平洋経済に統合され、アメリカに友好的であって、しかも必要とあらばいつでもアメリカの信頼しうる同盟国となりうる安定した日本を実現することにある。しかし日本に関する平和条約の草案は、この中心的な目的が促進されることを保障しているどころか、「むしろソビエト連邦を含む国際的監視を継続し、その下で、徹底的な武装解除と民主化をおこなうことに関心を奪われてしまっているように見受けられる」¹⁰。後述のようにケナン政策企画室長は翌 1948 年 3 月に訪日し、マッカーサーに占領政策の軌道修正を求め、その主張は同年 10 月 7 日の「NSC13/2」に結実することになる。

一方、アメリカのジョン・ヒルドリング（John H. Hilldring）国務次官補は 1947 年 7 月 11 日、極東委員会構成 11ヶ国政府に対して対日講和予備会議の開催を提議した。アメリカの提案によれば、対日講和予備会議は極東委員会 11ヶ国を構成国として 8 月にワシントンで開催されるもので、表決方式は 3 分の 2 の多数決とするとされ、イギリスも同調した。これに対し 7 月 22 日にソ連のモロトフ外相はウォルター・ベデル＝スミス（Walter Bedell-Smith）駐ソ米大使に、拒否権が認められる四国外相会議の開催を逆提案した¹¹。アメリカ国務省は、セミヨン・サラップキン（Semyon K. Tsarapkin）駐米ソ代理大使に、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言は、日本の講和条約に関する権限を外相会談に委ねていないと指摘した¹²。結局ソ連は 8 月 29 日、アメリカからの対日講和予備会議招請を公式に拒否した。このような採決方式をめぐる米ソ対立により、早期講和論は立ち消えとなる。

3、外務省における検討

1947 年 4 月 25 日におこなわれた衆議院議員総選挙の結果、比較第一党となった社会党の片山哲委員長

of States, Decimal File, 1945-1947, NA.

⁸ “The Charge in the Soviet Union (Kennan) to the Secretary of State,” February 22, 1946, *FRUS, 1946*, vol. 6, pp. 696-709; ジョージ・F・ケナン「ソヴェトの行動の源泉」ジョージ・F・ケナン（近藤晋一・飯田藤次・有賀貞訳）『アメリカ外交 50 年』岩波書店、2000 年。

⁹ ジョージ・F・ケナン（清水俊雄訳）『ジョージ・ケナン回顧録—対ソ外交に生きて』（上）読売新聞社、1973 年、338-339 頁。

¹⁰ デーヴィス「ケナンあてメモランダム」（1947・8・11）『戦後日本防衛問題資料集 1』208 頁。

¹¹ “The Ambassador in the Soviet Union (Smith) to the Secretary of State,” July 23, 1947, *FRUS, 1947*, vol. 6, pp. 473-474.

¹² “The Secretary of State to the Soviet Charge (Tsarapkin),” August 13, 1947, *FRUS, 1947*, vol. 6, pp. 488-489.

を首班とする社会・民主・国民協同三党連立内閣が発足し、外務大臣には新憲法制定時に「芦田修正」を加えた芦田が起用された。芦田外相は自由党を離党し、片山連立内閣の一角を支える民主党を結党してその総裁に就任していた。

7月26日、芦田外相はGHQのジョージ・アチソン（George Atcheson Jr.）外交局長、28日にはホイットニー民政局長と相次いで会談し、講和をめぐる日本政府の希望を記した覚書を手交した。この覚書は5月末からおこなわれていた講和条約および関連する特殊問題の研究作業を通じて作成され、平和条約作成の手続、平和条約の基礎、条約の自主的履行、国際連合への加盟、国内の平安と秩序、裁判管轄権、領土問題、賠償、経済的制限、の9項目から成っていた。

覚書の趣旨は、最近講和予備会議開催の話も出ているので、この際非公式に日本側の希望を聞いてもらって草案作成の参考にしてもらいたいとするものであった。ここでは平和条約作成の手続として、「日本人がこれが押付けられた平和ではなくて日本人自身が参画することを許されて出来た条約であるという風を感じ、その自由意思に基いてこれを承諾し且つ心からこれを遵守するというように取計られることが最も重要なことであると信ずる」、また平和条約の基礎として、「平和条約は国際法上の確立した原則に準拠して作成され、又それが大西洋憲章に盛られた公正な精神を具現するものであることが期待される」とともに、ポツダム宣言が「平和条約の基礎とせられ、且宣言中に日本に与えられた経済上その他の保障が平和条約中に含ませられるものと信ずる」との日本側の希望に言及したうえで、次のように述べている。条約の自主的履行については、日本国民と政府は一旦平和条約で受諾した義務はどんなことでもこれを完全に履行するという責任を担う能力があると確信する。国連への加盟については、平和条約が日本のすみやかな国連への加入を規定することを望んでおり、日本国民は国連に加盟することにより世界の進運に貢献することを熱望し、これは武装のない日本国民に強い安全保障の感覚を与えるものと思う。国内の平安と秩序については、平和条約成立後は現在の占領軍は撤退すると伝えられているが、この場合兵力はなくても適当な警察力があれば国内の治安を維持し得ると思うので、人口に比例した相当数まで現在の警察力を強化することを許してもらいたい。さらに、裁判管轄権については、連合国民が日本の裁判権に服していないことに関する平和条約での調整を、賠償については、一定の生活水準と各国の被害に対する責任の最終的解除に関する考慮を、経済的制限については、非軍事化に必要な制限以外の一切の経済的制限の撤去を希望している（領土問題に関しては後述）¹³。

ところが、ホイットニー民政局長との会談を終えて外務省に戻った芦田外相に対し、アチソン外交局長とホイットニーそれぞれが再び芦田に会見を申し入れ、この覚書をアメリカ本国に伝達することなく芦田に返却してきた。「現在の国際情勢に於いてかかる文書が日本政府より出たことが国務省に知られることは日本のために不利益であると思ふ」（アチソン外交局長）、「日本政府又は日本の外務大臣よりたとへ非公式なりともかゝる書類を受取ることは、他の列国殊に日本反対の国を刺激して日本のために不利を招くと考へるのである」（ホイットニー民政局長）との理由であった¹⁴。一方で、米ソ対立による対日講和予備会議の立ち消えにも見られる通り、「非武装の日本にとって国連加盟は日本の安全を高める所以」とする芦田の覚書にあった構想が現実的でないことも明らかになりつつあった（そもそも覚書が作成された理由は、最近講和予備会議開催の話も出ているので、というものであった）。

そこで外務省は、講和後の日本の安全保障に関する新たな覚書を作成し、これは9月13日に鈴木九萬終戦

¹³ 芦田均—外務省「アチソンへの文書・アチソン大使に対する会議案」（1947・7・24）『戦後日本防衛問題資料集1』298—299頁。

¹⁴ 芦田均「アチソン及びホイットニー少将との会見、覚書返却の件」『戦後日本防衛問題資料集1』299—300頁。

連絡横浜事務局長（かつて総司令部から直接統治に関する「三布告」を通告された）から一時帰国予定の第 8 軍司令官ロバート・アイケルバーガー（Robert L. Eichelberger）中將に「個人的意見」として手交された。「芦田メモ」として知られるこの文書は、「米ソ関係良好となり世界平和に関し何等不安なき場合」と、「不幸にして米ソ関係改善せられずして世界的に不安の生ずると仮定した場合」の二つを想定したうえで、後者の場合の対応策について次のように述べている。第一に、「米国の軍隊が平和条約の実行の監視に関連し日本国内に駐屯する結果が日本の安全に対し齎す影響」である。同メモによれば、このような米軍の駐屯は侵略の保障になることは疑いない。第二に、「米国と日本との間に特別の協定を結び日本の防備を米国の手に委ねること」である。メモは、いずれにしても日本周辺の軍事的要地にはアメリカの兵力が十分にあることが予想されるとしたうえで、このような特別協定は「日本の独立が脅威せらるるような場合（これは太平洋における平和が脅威されることを意味する）米国側は日本政府と合議の上何時にても日本の国内に軍隊を進駐すると共にその軍事基地を使用出来る。又必要の規定を作り日本国内の軍事基地の建設、維持は極力米国側の要求を満足するように計る」という内容のものであるとしている。「かかる協定は平素において日本の独立を保全する方法であり且万一の場合は米国側が十分に日本の基地を利用し得ることであつて又かゝる協定がある限りは日本の独立を冒そうとする第三国は直接アメリカに対し敵対行為をするに等しいことになるからその行動を慎むであらう」と、芦田メモは述べている¹⁵。

しかし、アイケルバーガー司令官が芦田メモをアメリカ政府要路に伝達したことは確認されていない。

鈴木終戦連絡横浜事務局長がアイケルバーガー司令官に芦田メモを手交した約 1 ヶ月後の 10 月 25 日、外務省条約局条約課は「戦後日本の安全保障形態」と題した文書をまとめ、戦後日本の安全保障形態に関し可能性のある方式として、①対日管理機関の兵力による安全保障（縮小された条件下における現状維持の方式）、②国連の管理による安全保障（「トリエスト方式」および信託統治制度）、③連合国共同の安全保障（「九国条約方式」、「ロカルノ方式」、共同防衛方式）、④一国（アメリカ）単独の安全保障（米比協定方式、政治的保障）、を挙げた¹⁶。このうち「トリエスト方式」とは、1947 年 2 月のイタリア平和条約で処遇が決定されたトリエステ地域のように、日本を非軍事化・中立化し、その独立保全を国連安理が確保するという仕組みである。「九国条約方式」は、1921 年から 22 年のワシントン会議で締結された 22 年 6 月の 9 ヶ国条約で 9 ヶ国（アメリカ、イギリス、オランダ、イタリア、フランス、ベルギー、ポルトガル、日本、中国）が中国の領土的・行政的保全を約したように、日本に利害関係をもつ国が日本の主権、独立、領土的・行政的保全を尊重するという仕組みである。「ロカルノ方式」は、1925 年（大正 14 年）10 月に締結されたロカルノ条約のうち、ドイツ、ベルギー、フランス、イギリス、イタリア 5 ヶ国の相互安全保障条約であるライン協定をモデルとしたものである。ライン協定は、ドイツ・ベルギー間、ドイツ・フランス間の国境の維持と不可侵、ラインラントの軍備禁止、フランス・ドイツ・ベルギー間の相互不可侵と不戦、ドイツ・ベルギー間、ドイツ・フランス間の仲裁裁判条約、フランス・ポーランド・チェコ間の相互援助条約などから成る、紛争の平和的解決と相互援助協定を組み合わせた国際連盟の枠組みのなかでの地域的安全保障体制であった。

これらの方式を検討した結果、条約課は、対日管理機関の兵力による安全保障と政治的保障の複合形態、すなわち事実上アメリカに安全保障を求める方式を結論とした。

¹⁵ 芦田均「アイケルバーガー宛て書簡」（1947・9・13）『戦後日本防衛問題資料集 1』305－306 頁。

¹⁶ 条約局条約課「戦後日本の安全保障形態（中間報告）」（昭和 22・10・25）外務省外交記録 B' 0008 「対日平和条約関係 準備研究関係（第三巻）」128 頁。

4、領土問題

本コメンタリーの最後に、領土問題の取り扱いについてみておこう。領土問題に重要な意味を持つこととなる連合側の方針として、まずは1941年8月14日にフランクリン・ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）アメリカ大統領とチャーチルのあいだで調印された「大西洋憲章」がある。大西洋憲章は領土問題について、「〔アメリカ・イギリス〕両国は領土的その他の増大を求めず」（第1項）、「両国は関係国民の自由に表明せる希望と一致せざる領土の変更の行はるることを欲せず」と謳っていた¹⁷。また1943年11月27日のローズヴェルト、チャーチル、および蒋介石中華民国国民政府主席による「カイロ宣言」では、次のように述べられている。すなわち、アメリカ、イギリス、中華民国は、日本の侵略を制止し、かつこれを罰するため今次の戦争を戦っている。連合国は自国のためになんらの利得をも求めておらず、「領土拡張の何等の念をも有するものに非ず」。連合国の目的は、日本から、「1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること」「満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還すること」である。日本は「暴力及貪欲に依り日本国が略取したる他の一切の地域より駆逐せらる」べきである。連合国は朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、「臆て朝鮮を自由且独立のものたらしむる」という決意を有している¹⁸。そしてポツダム宣言は、「『カイロ』宣言の条項は履行せらるべく又日本国の主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」（第8項）と規定し、さらに「初期対日方針」は、「日本国の主権は本州、北海道、九州、四国並に『カイロ』宣言及米国が既に参加し又は将来参加することあるべき他の協定に依り決定せらるべき周辺の諸小島に限らるべし」（第1部（イ））と明記している。

これらの基本方針を背景としながら、1946年1月29日、GHQはSCAPIN677「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」を発した。SCAPIN677は「日本の範囲から除かれる地域」として、①「鬱陵島、竹島、濟州島」、②「北緯30度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島」、③「千島列島、齒舞諸島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島」を挙げている。さらに「日本帝国政府の政治上行政上の管轄権から特に除外せられたる地域」として、①「1914年の世界大戦以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島」、②「満洲、台湾、澎湖列島」、③「朝鮮及び、樺太」と明記した¹⁹。ただし、SCAPIN677は占領行政上の措置にすぎず、領土問題の最終的決定に関する連合国の政策の指標となる性格のものではない²⁰。同覚書は、「この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合側の方針を示すものと解釈してはならない」としている。

一方、前述した外務省の平和条約問題研究幹事会は、講和をみすえて領土問題に関する対連合国説明資料の作成を開始していた。そして11月に「千島、齒舞、色丹」、1947年3月には沖縄に関する資料が作成された²¹。前者の北方領土問題については、日本とロシアのあいだの国境線は1855年2月に徳川幕府と帝政ロシアのあいだで締結された日露通好条約ではじめて画定され、国境線は択捉島とウルップ島の間を引かれた。また、樺太は日露両国民混住の地とされた。その後、日本は1875年5月の千島樺太交換条約で樺太のすべての請求権を放棄するのと引き換えに、全千島列島を得た。さらに日露戦争の結果、1905年9月の

¹⁷ 「大西洋憲章」（1941年8月14日）第1項；第2項。

¹⁸ 「カイロ宣言」（1943年11月27日）。

¹⁹ 「連合軍最高司令部訓令第677号（SPAPIN第677号）」『日ソ基本文書・資料集』70頁。

²⁰ 外務省『われらの北方領土』2012年、10頁。

²¹ 鹿島平和研究所編、西村熊雄著『日本外交史27—サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、1971年、46頁。

ポーツマス条約で日本は南樺太を獲得していた。ところが1945年2月11日のヤルタ密約でローズヴェルトとチャーチルはスターリンに、「樺太の南部及之に隣接する一切の島嶼は『ソヴィエト』連邦に返還せらるべし」(二(甲))、「千島列島は『ソヴィエト』連邦に引渡さるべし」(三)と約束した²²。これは領土不拡大原則を唱えた大西洋憲章と矛盾するばかりか、千島列島は条約によって日本に帰属することになったのであるから、日本は「暴力及貪欲に依り」略取した地域より駆逐されるとしたカイロ宣言からも説明がつかない取り決めであった。日本がポツダム宣言を受諾した時点では、南樺太と千島列島はまだ占領されておらず、ソ連軍による千島列島のシュムシュ島上陸作戦が開始されたのはポツダム宣言受諾後の1945年8月18日のことであった。ソ連による歯舞群島の占領にいたっては、9月2日の降伏文書調印後におこなわれている。ソ連はその後、1946年2月に歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島をソ連憲法の適用地域として一方的に自国領土に編入したうえ、1947年2月にはソ連最高会議でこれを正式に決定した²³。そこで講和後の北方領土の帰属が問題となっていた。

続いて平和条約問題研究幹事会は1947年3月、沖縄問題に関する調書「日本近接諸小島(第二部) 琉球諸島とその他の南西諸島」をまとめた。前章で見たように、沖縄は約3ヶ月間におよぶ激戦の末、1945年6月23日にアメリカ軍の手に落ちた。この沖縄戦によって、日本側は軍民あわせて18万8000人の死者を出し、アメリカ側も1万2500人が死亡した。沖縄を占領したアメリカ軍は、沖縄本島にB-29の基地を、また本島付近の伊江島に長距離護衛戦闘用の飛行場を建設するなどしていた。また冷戦が本格化するまでの間、日本政府は沖縄が保障占領の拠点となることを前提に、沖縄における駐留軍の権限が保障占領の範囲を越えないことを明確化する駐留協定を連合国と結ぶことで、沖縄に対する領土主権を確保しようと企図していたことが、近年の研究では指摘されている²⁴。

平和条約問題研究幹事会の調書は、沖縄が歴史的・文化的・政治的観点から日本の一部として認知されるよう配慮していた²⁵。幹事会による研究にもとづき、萩原徹条約局長は同年7月8日に「平和条約関係特殊問題に対する意見及び日本の現状に関する資料」の一項目として「日本の領土問題に関する一般的考察(稿)」を作成した²⁶。領土問題は前述した7月26日の芦田=アチソン会談、28日の芦田=ホイットニー会談でも取り上げられたが、この「日本の領土問題に関する一般的考察」はそこでの日本側提案の原案となった。両会談で芦田外相がアチソン外交局長とホイットニー民政局長に手交した覚書は領土問題について、「ポツダム宣言によれば日本周辺の小島の帰属は、連合国で定めることになっているが、右決定に際してはこれら小島と、日本本土との間の歴史的、人種的、経済的、文化的、緊密なつながりを充分考慮せられたい希望である」と強調している²⁷。

これに対しワシントンでは、ロバート・フィアリー(Robert A. Fearey)を中心とする国務省極東局が、沖縄を日本にとどめ、アメリカ軍基地を租借によって使用する案を検討していたのに対し、アメリカ軍部は、沖

²² 「ヤルタ協定」(1945年2月11日)二(甲)、三。

²³ 山田久就『北方領土問題』外交知識普及会、1972年、8頁。

²⁴ 池宮城陽子「戦後日本の沖縄基地問題の起源—日本の非軍事化と沖縄に対する領土主権の追求」『法学政治学論究』97号(2013年6月)。

²⁵ “Minor Island Adjacent to Japan Proper, Part II. Ryukyu and Other Nansei Islands,” (March 1947) 外務省外交記録B’0012「対日講和に関する本邦の準備対策関係 米側へ提出資料(英文)(第一巻)」66-83頁。

²⁶ 萩原「日本の領土問題に関する一般的考察(稿)」(昭和22・7・8)外務省外交記録B’0008「対日平和条約関係 準備研究関係(第二巻)」152-160頁。

²⁷ 芦田均—外務省「アチソンへの文書・アチソン大使に対する会議案」『戦後日本防衛問題資料集1』299頁。

縄の領有、もしくは戦略的信託統治下での沖縄の事実上の保有を主張していた。

こうしたなか9月19日、天皇の御用掛を務めていた外務省の寺崎英成はウィリアム・シーボルド (William J. Sebald) 新外交局長 (アチソンは8月17日に航空機事故のためハワイ沖で墜落死) を往訪し、いわゆる「天皇メッセージ」を伝えた。シーボルド外交局長による会談記録によると、寺崎はシーボルド外交局長に対し、「天皇はアメリカが沖縄その他の琉球諸島に対する軍事占領を継続することを希望されている」と述べた。寺崎によれば、天皇は、そのような占領はアメリカの利益になり、また日本防衛に資するものにもなり、ロシアの脅威や、占領終了後に右翼・左翼集団が伸長し、ロシアが日本の内政に干渉する素地として利用できる事件を引き起こすことを恐れる日本国民のあいだで広く同意が得られると考えているという。そのうえで寺崎は、「天皇はさらに、沖縄 (およびその他必要とされる諸島) に対するアメリカの軍事占領は、主権を日本に残したまま、長期—25年ないし50年またはそれ以上の—租借方式という擬制 (fiction) にもとづくべきであると考えられている」と伝え、「天皇によれば、このような占領方式は、アメリカが琉球諸島に対していかなる恒久的野心も持っていないと日本国民に確信させ、他の諸国、とりわけソビエト・ロシアや中国による同様の権利の要求を止めるであろう」と述べたのだった²⁸。シーボルド外交局長は寺崎との会談内容を記した覚書を作成し、22日に国務省に回付した。日本側は何らかの形で沖縄に関する日本の主権が残される方式を追求していくことになる。

(次回に続く)

プロフィール

戦史研究センター

安全保障政策史研究室

主任研究官 千々和 泰明

専門分野：防衛政策史・戦争終結論

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111 (内線 29177)

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>

²⁸ “Memorandum for General MacArthur, Enclosure to Despatch No. 1293,” September 22, 1947.